

○帯広市ポロシリ自然公園条例施行規則

平成14年6月17日規則第46号

改正

平成15年6月5日規則第42号
平成17年3月28日規則第19号
平成19年3月30日規則第28号
平成20年3月31日規則第13号
平成23年5月31日規則第37号
平成28年9月30日規則第44号
平成30年10月1日規則第53号
令和元年5月1日規則第24号
令和3年3月29日規則第14号
令和4年2月21日規則第6号

帯広市ポロシリ自然公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、帯広市ポロシリ自然公園条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定によりキャンプ場、自然観察体験施設又は自然加工体験施設の使用の許可を受けようとする者は、帯広市ポロシリ自然公園使用許可申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、帯広市ポロシリ自然公園使用許可書（兼減免決定書）（様式第2号）を当該申請者に交付する。

(使用料の減免)

第3条 条例第8条の規定による使用料の減免は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。ただし、暖房料については、減免の対象としない。

(1) 免除

ア 市が主催又は委託する行事等で利用する場合

イ 市内の幼稚園、保育所、児童保育センター、特別支援学校、小学校、中学校、義務教育学校及び帯広市立南商業高等学校が教育又は保育目的で利用する場合

ウ その他市長が特に認めた場合

(2) 5割減額

ア 市が共催する行事等で利用する場合

イ 市内の高等学校が教育目的で利用する場合（帯広市立南商業高等学校を除く。）

ウ 減額登録団体がその本来の活動目的のために利用する場合

エ その他市長が特に認めた場合

2 使用料の減免を受けようとする者は、帯広市ポロシリ自然公園使用料減免申請書（様式第3号）により市長に提出しなければならない。ただし、減額登録団体が減額を受けようとする場合及び市長が特に認めた場合はこの限りでない。

3 市長は、使用料の減免を決定したときは、帯広市ポロシリ自然公園使用許可書（兼減免決定書）により通知するものとする。

(登録団体の申請)

第4条 前条第1項第2号ウに規定する減額登録団体は、観光の普及振興に寄与するものとする。

2 前項の減額登録団体の登録をしようとする者は、登録団体申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請について減額登録団体として決定したときは、減額登録団体決定書（様式第5号）により通知し、登録団体名を公示するものとする。

4 減額登録団体の登録有効期間は、登録された年度限りとする。

(使用料等の還付)

第5条 条例第9条ただし書の規定による使用料等の還付は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 使用者(条例第7条の使用者をいう。以下同じ。)の責に帰することのできない理由により使用不能となった場合

(2) 条例第10条第1号の規定に該当して使用の許可を取り消した場合

(特別施設の設置等の申請)

第6条 条例第14条の規定により特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとする者は、帯広市ポロシリ自然公園特別設備設置等許可申請書(様式第6号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、帯広市ポロシリ自然公園特別設備設置等許可書(様式第7号)を当該申請者に交付する。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、その使用について係員の指示に従い、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 備付物件を適切に取り扱うこと。

(2) あらかじめ指定された場所以外で火気を使用しないこと。

(3) 危険及び事故の防止に努めること。

(4) 市長が別に定める使用心得を守ること。

(損害賠償)

第8条 条例第16条に規定する賠償額は、次のとおりとする。

(1) 損傷 修繕に要する額

(2) 滅失 残存価格に見合う額

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第9条 条例第17条の規定により指定管理者に帯広市ポロシリ自然公園の管理を行わせる場合における第2条及び第6条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第2条第1項中「様式第1号」とあり、同条第2項中「様式第2号」とあり、第6条第1項中「様式第6号」とあり、同条第2項中「様式第7号」とあるのは、「指定管理者が定める様式」とする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年7月6日から施行する。

(平成14年度における利用期間の特例)

2 平成14年度に限り、第2条中「6月の第1土曜日」とあるのは「7月6日」と、「9月の最終日曜日」とあるのは「9月30日」とする。

附 則(平成15年6月5日規則第42号)

この規則は、平成15年6月7日から施行する。

附 則(平成17年3月28日規則第19号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第28号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に残存する用紙は、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成23年5月31日規則第37号)

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成28年9月30日規則第44号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日規則第53号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和元年5月1日規則第24号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日規則第14号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月21日規則第6号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

申請番号第 号

帯広市ポロシリ自然公園使用許可申請書

年 月 日

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

(団体名 _____)

帯広市長 _____ 様

次のとおり使用したいので申請します。

記

1 使用期間 年 月 日 (時) から 月 日 (時) まで

2 使用人員 _____ 名

3 使用施設名 ☐ オートサイト A _____ サイト (NO ~)

B _____ サイト (NO ~)

☐ フリーサイト _____ 張

☐ 自然観察体験施設・研修室

☐ 自然加工体験施設・研修室

4 使用料 _____ 円

- 5 使用条件
- 1) 使用に当たっては係員の指示に従います。
 - 2) 火気の使用については十分留意します。
 - 3) 退去するときは清掃をし、ゴミは必ず持ち帰ります。

6 備考

様式第2号(第2条・第3条関係)

許可番号第 号

帯広市ポロシリ自然公園使用許可書(兼減免決定書)

年 月 日

住 所 _____
氏 名 _____
(団体名 _____)

帯広市長 _____ 印

年 月 日付申請のあった自然公園の使用について、次のとおり許可します。

記

1 使用期間 年 月 日(時)から 月 日(時)まで

2 使用人員 _____ 名

3 使用施設名 ☐オートサイト A _____ サイト (NO _____ ~ _____)

B _____ サイト (NO _____ ~ _____)

☐フリーサイト _____ 張

☐自然観察体験施設・研修室

☐自然加工体験施設・研修室

4 使用料 _____ 円

*減免前の使用料 円

*減免額 円

*減免後の使用料 円

- 5 許可条件
- 1)使用に当たっては係員の指示に従うこと。
 - 2)火気の使用については十分留意すること。
 - 3)退去するときは清掃をし、ゴミは必ず持ち帰ること。

6 備考

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、帯広市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日(前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、帯広市(訴訟において帯広市を代表する者は帯広市長となります。)を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

帯広市ポロシリ自然公園使用料減免申請書

年 月 日

帯広市長 _____ 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
(団体名 _____)

次の理由によりポロシリ自然公園使用料の減免を受けたいので申請します。

記

- 1 使用期間 年 月 日 (時) から 月 日 (時) まで
- 2 使用人員 _____ 名
- 3 使用施設名 ☐ オートサイト A _____ サイト (NO ~)
B _____ サイト (NO ~)
☐ フリーサイト _____ 張
☐ 自然観察体験施設・研修室
☐ 自然加工体験施設・研修室

4 減免の理由 _____

5 帯広市との共催
関係課証明印 印

*減免前の使用料 円	*減免額 円	*減免後の使用料 円
---------------	-----------	---------------

受付番号

年 月 日

登 録 団 体 申 請 書

帯広市長 様

減額団体として登録願いたく添付書類を添えて下記のとおり申請いたします。

団 体 名	
代 表 者 氏 名	
代 表 者 住 所	
連 絡 者 氏 名	
連 絡 者 住 所	
連 絡 者 電 話 番 号	
団 体 の 活 動 目 的	
登 録 希 望 施 設 名	
施 設 利 用 の 目 的	
登 録 希 望 期 間	年 月 日～ 年 月 日
そ の 他 添 付 書 類	

帯 第 号
年 月 日

様

帯広市長 印

減 額 登 録 団 体 決 定 書

年 月 日付登録団体申請につきまして次のとおり決定いたします。

団 体 名	
決 定 内 容	減額登録団体とする・減額登録団体としない
登録団体としての利用施設	
登 録 有 効 期 間	年 月 日～ 年 月 日
決 定 条 件 等	

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、帯広市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日(前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、帯広市(訴訟において帯広市を代表する者は帯広市長となります。)を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

帯広市ポロシリ自然公園特別設備設置等許可申請書	
年 月 日	
帯広市長 _____ 様	
申請者 住 所 _____	
氏 名 _____	
(団体名 _____)	
年 月 日付でポロシリ自然公園使用許可申請をしておりますが、次により特別設備を設置（特殊物件を搬入）したいので申請します。	
記	
行 事 名 称	
設 備 （ 物 件 ） の 概 要	
設備（物件）を必要とする理由	

帯広市ポロシリ自然公園特別設備設置等許可書	
年 月 日	
様	
帯広市長	
年 月 日付で申請のあったポロシリ自然公園特別設備設置等について、次のとおり許可します。	
記	
行 事 名 称	
設 備 （ 物 件 ） の 概 要	
設備（物件）を必要とする理由	